

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成三十年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・一一五号栗柄広谷線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県福山市三吉町一丁目一番一号

四 事業地

収用の部分

広島県府中市高木町字上川原及び字中川原地内

使用の部分

広島県府中市高木町字中川原地内